

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|-------------------------------------|
| 件名 | 特定健康診査受診者に係る国保レセプト情報の目的外利用（変更）等について |
|----|-------------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康づくり課）

事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 生活習慣病重症化予防事業（新宿区国民健康保険事業（保健事業）） |
| 担当課 | 健康づくり課 |
| 目的 | 新宿区特定健康診査受診者のうち生活習慣病未治療者を定期的受診管理に繋げ、健康寿命の延伸と医療費適正化を図る。（新宿区国民健康保険データヘルス計画（平成30年度から平成35年度まで）に基づくもの） |
| 対象者 | 新宿区特定健康診査受診者のうち、血圧、脂質、血糖のいずれかが受診勧奨値を超えている未治療者 |
| 事業内容 | <p>新宿区では、平成25年度から、業務委託により特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨を行っている（平成24年度第7回本審議会了承事項（最新の変更は、平成29年度第5回本審議会了承事項））。さらに、平成27年度より糖尿病重症化予防事業を開始し、特定健康診査受診者のうち、「血糖」が受診勧奨値を超えており、問診票で服薬がないと記入した者の情報と医療保険年金課が保有する診療・調剤レセプト情報を突合することで、未治療者を選定し、対象者については、業務委託で受診勧奨事業を実施している（平成26年度第6回本審議会承認・了承事項）。</p> <p>この度、さらなる生活習慣病重症化予防のため、現行の「血糖」が受診勧奨値を超えている未治療者に加え、新たに「血圧」及び「脂質」が受診勧奨値を超えている未治療者についても、電話及び文書による受診勧奨を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新宿区特定健康診査の受診者のうち、血圧、脂質、血糖のいずれかが受診勧奨値を超えており、問診票で服薬がないと記入した者を抽出する。 2 上記1で抽出した者の情報と診療・調剤レセプト情報（※）を突合し、生活習慣病及び合併症での受診、服薬の有無等を確認し、未治療者を選定する。 【目的外利用】 1、2の業務は、健康づくり課職員が行う。 ※診療・調剤レセプト情報は、診療・調剤レセプトの審査支払を目的として、医療保険年金課が保有するもの 3 上記2の未治療者について、電話及び文書による受診勧奨を行う。 【業務委託】 3については、委託事業者が実施する。 <p>なお、目的外利用について問い合わせがあった場合、委託事業者から説明するとともに、区においても問い合わせ窓口となって説明を行う。</p> <p>生活習慣病重症化予防事業対象者：180人（平成30年度見込み） （血糖：約40人、脂質：約100人、血圧：約40人）</p> |

件名 特定健康診査受診者に係る国保レセプト情報の目的外利用 (変更) について

※太字ゴシック (下線) が平成 26 年度第 6 回本審議会承認内容 (参考 37-1) からの変更内容

| 保有元 | | 利用先 | |
|--------------------------|--|----------------------|---|
| 保有課 | 医療保険年金課 | 利用課 | 健康づくり課 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険 | 登録業務の名称 | ①糖尿病重症化予防事業 ② 生活習慣病重症化予防事業 |
| 登録業務の目的 | 国民健康保険事業の運営 | 登録業務の目的 | 新宿区特定健康診査受診者のうち 生活習慣病 未治療者を定期的受診管理に繋げ、健康寿命の延伸と医療費適正化を図る。 |
| 登録業務に係る個人情報 の記録媒体 | 国保総合システム ホストコンピューター | 登録業務に係る個人情報 の記録媒体 | 国保標準システムクライアントサーバー |
| 目的外利用を行う理由 | 特定健康診査受診者のうち 血圧、脂質、血糖のいずれかが受診勧奨値を超えて、 服薬がない者に対し、診療・調剤レセプト情報から 生活習慣病 の治療歴を確認し、未治療者を把握するため | | |
| 目的外利用を行う情報 項目 | 【特定健康診査受診者のうち 血圧、脂質、血糖のいずれかが受診勧奨値を超えている者に係る情報 】 被保険者証記号番号、氏名、生年月日、性別、診療 (調剤) 年月、医療機関名、傷病名、療養開始日、投薬薬剤、検査内容、特定管理加算の有無、処方医薬品名 | | |
| 目的外利用を行う際に 使用する記録媒体 | 国保総合システムホストコンピューター 国保標準システムクライアントサーバー | | |
| 目的外利用の時期・期間 | 平成30年10月26日 から (次年度以降も同様の目的外利用を行う。) | | |
| 緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況 | ***** | | |

件名 特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨等業務の委託について (業務の追加)

※太字ゴシック(下線)が平成29年度第5回本審議会了承内容(参考37-2)からの変更内容

| | |
|---------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 健康づくり課 |
| 登録業務の名称 | 特定保健指導・非肥満保健指導・ 生活習慣病重症化予防事業 |
| 委託先 | 株式会社 法研(プライバシーマーク及び ISO27001 取得済み) |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>【要保健指導と判断した者に係る情報項目】 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、保険証記号番号、人間ドック等結果、特定健康診査の受診結果(問診結果、身体測定結果、検査結果、医師判定、健康診査実施機関の番号及び名称、受診年月日)、受診番号、特定健康診査受診券整理番号、特定保健指導及び非肥満保健指導利用券整理番号、特定保健指導利用券及び非肥満保健指導利用券の有効期限、過去の特定健康診査・特定保健指導・非肥満保健指導の利用状況(利用歴及び結果)</p> <p>(特定健康診査受診者については平成24年度第7回本審議会了承済み)</p> |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 電磁的媒体(委託先のシステム、CD-R)及び紙 |
| 委託理由 | <p>厚生労働省が特定保健指導の実施にあたっては、多くの対象者に確実に実施できるように、また、良質なサービスが低廉に確保するように民間事業者への委託を推奨している。新宿区においても、要保健指導と判断する者の増加、受託先医療機関の減少により、保健指導を十分に実施できる体制を確保し、区民の利便性の拡大(平日夜間・休日)やプログラムの充実を図る必要がある。</p> <p>また、厚生労働省の標準的な健診・保健指導プログラムの基準に基づき、すぐに医療機関の受診が必要な対象者については、確実に医療機関の受診につながるよう、特定保健指導で生活習慣病に関する指導のノウハウのある看護職、管理栄養士等の専門職による受診勧奨が必要である。</p> |
| 委託の内容 | <p>1 特定健康診査を受診し又は人間ドック等結果を提出し、保健指導を必要と区が判断した対象者に対し、保健指導の実施及び保健指導への利用勧奨を行う。また、健診結果(血圧・脂質・血糖)が受診勧奨値を超えている者には医療機関への受診勧奨を行う。</p> <p>2 保健指導の実施方法は、面接相談、電話相談、手紙により行う。</p> <p>3 利用勧奨の実施方法は、対象者に対して「利用案内」及び「健康診査の受診結果」の印字、送付及び電話勧奨により行う。</p> <p>4 受診勧奨の実施方法は、対象者に対して、電話及び文書により受診勧奨を行う。</p> <p>5 保健指導、利用勧奨及び受診勧奨の実施の結果については、電磁的に作成し、当該作成したものにより区へ報告する。</p> |
| 委託の開始時期及び期限 | <p>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(次年度以降も同様の業務委託を行う。)</p> <p>※上記委託の内容の4については、本審議会了承日以降とする。</p> |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <p>【運用上の対策】</p> <p>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。</p> <p>2 区職員が、定期的な立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| | <p>3 <u>区が作成したCD-Rは、委託先に直接引き取らせ、業務委託終了後返却させるよう指導する。</u></p> <p>4 <u>業務委託終了後、個人情報に記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に報告書を提出させるよう指導する。</u></p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 <u>入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じるよう指導する。</u></p> <p>2 記録媒体の取り扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、利用者制限を設ける。</p> |
| <p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p> | <p>【運用上の対策】</p> <p>1 <u>取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</u></p> <p>2 <u>提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</u></p> <p>3 <u>区が作成したCD-Rは、委託先に直接引き取らせ、業務委託終了後返却させる。</u></p> <p>4 <u>CD-Rの運搬は、鍵付ケースに入れ複数で運搬するなどの措置を講じさせる。</u></p> <p>5 <u>業務委託終了後、個人情報に記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に報告書を提出させる。</u></p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 <u>入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。</u></p> <p>2 <u>委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。</u></p> <p>3 <u>委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。</u></p> <p>4 <u>ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。</u></p> <p>5 記録媒体の取り扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、利用者制限を設けさせる。</p> |

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。